平成24年9月14日

	平成24年9月14日
Q1(S市)	今回の説明会の開催、栃木県は、どのような考え方とスタンスで、この問題に 対応なさるのか、お尋ねいたします。
A1 (県)	それでは、どう対応するかですが、先ほどの国の説明の中でもありましたが、8月現在で4,450 t が指定されておりまして、その中には焼却灰、下水汚泥、稲わらなどいろいろございます。それが今、それぞれに保管をしている状態でございまして、この状態がいいという訳ではなく、国が方針で示したとおり、県内のどこかに処分場を確保しなければならないという状況でございます。県としては、必要な施設と考えています。しかしながら、このような施設というものは、やはり地元の理解がないと設置もできませんので、国に対しては、矢板市になったという選定の結果、決まった経過や施設の安全性を引き続き丁寧に説明をしていくようお願いしたいと考えております。 県としても、全庁的に対応するため9月4日に連絡会議を設置いたしまして、9月7日には第1回の会合を実施しました。どんな課題が出てくるかということで、全庁的に対応していきたいと考えておりますので、今後は、この会議を活用しながら、矢板市と一緒に話しを聞いて適切に対応していきたいと考えています。
Q2(S市)	候補地の選定にあたり、栃木県及び矢板市へは、事前に国からの接触や照会が あったのか。
A2(県)	結果から先に言いますと、事前連絡はありません。9月3日に、環境副大臣が来られた訳ですけれども、その前後の経過を丁寧にお話しいたしますと、8月31日金曜日の夕方、国の方から、副大臣が月曜日に訪問したいということで連絡ございました。内部で調整をいたしまして、知事が午前10時から会うことになりましたので、その旨をお伝えしたところであります。国の方からは、事前に知らせなければならないということで、市町、マスコミへの連絡については、9月3日午前5時に解禁することで指示がありました。9月3日午前5時に副大臣が来る旨を各市町、マスコミにFAXで連絡したところです。午前9時頃、国の担当者の方から電話で連絡がありまして、「候補地は矢板市塩田です。」とのお話しがございました。併せてそのときに、国の担当者の方からお話しがあったのは、「実は矢板市の方に国の部長が出向いていて、県への説明が10時にあって、終わった後に矢板市に伺うので、その旨を矢板市の方に事前に話しているところです。」との話しがございました。その旨を矢板市の方に事前に話しているところです。」との話しがございました。その後、10時に副大臣がいらっしゃいまして、今日お渡しの資料で20分から30分弱の説明を受けたところです。
Q3(S市)	先程の説明の中で、環境影響評価を実施すると説明を受けましたが、今後、塩谷広域でも焼却施設を造る訳ですけども、環境アセスメントを1年以上やっています。環境影響評価を6ヶ月くらいの工程で、極めて重要な施設を整備するにあたり、あまりにも期間が短すぎるのではないかと考えますが、国の考えは如何に。
A3(国)	処分場、焼却施設の設置を計画する段階では、周辺の生活環境を把握したうえで、将来的に施設が周辺地域に与える影響分析、人の生活環境保全対策を検討する事により、周辺環境に悪影響を及ばす危険性が無い事を確認する必要があることから、廃棄物処理施設の生活影響調査指針に準拠した環境影響調査を実施することを考えております。環境影響調査については、調査事項の定義、対象地域の選定、現況把握、各種分析評価、環境影響評価の策定、専門・関係者の意見聴取等の流れで行われますが、6ヶ月というのは、あくまで計画段階での処理期間設定であり、今後、関係者のご理解を得ながら、必要な調査はしっかりと行っていきたいと考えております。
Q4(S市)	最終処分場に併設する仮設焼却炉で、農林業系副産物等の可燃物を現場で焼却して、バグフィルターなどを設置し、安全性の確保を図るとの計画ですが、バグフィルターなどの集塵装置で、原子レベルの放射性物質を100%除去できるもの

Q4(S市)	かどうか。できるというのでしたら、8,000ベクレル以上、10万ベクレル超も焼 却すると言いましたから、その実証したデータをお示しいただきたい。
A4 (国)	廃棄物中のセシウムにつきましては、焼却中に気体または液体となって、排ガスに含まれるものと灰に残るものに分かれます。 排ガス中のセシウムは、排ガスと共に冷やされて固体状態になり、煤塵凝集、吸着されます。セシウムを吸着した煤塵はバグフィルターなどの集塵装置で捕集され、十分に除去されます。バグフィルターとは、きめ細やかな濾布で形成さまっ。煤塵粒子は数十マイクロメートルのため、濾布を通過せず捕集されます。は整本でででででででででででででででででででででででででででででででででででで
Q5(S市)	国が7月19日に説明会をやっていただいたのですが、その際に配布された資料を見ますと、可燃性廃棄物は、指定廃棄物の発生市町ごとに小型の焼却炉を設置し減容化を図ったうえで、それができない場合、最終処分場に併設される仮設焼却炉で焼却するとされていました。そこで質問ですが、この併設された仮設焼却炉で、どのくらいの数量の可燃性廃棄物を焼却する予定なのか。
A5 (国)	ご指摘の7月19日の説明会の説明資料において、3月30日に公表した「指定廃棄物の今後の処理の方針」においても説明しているとおり、可燃性廃棄物は既存の焼却施設で焼却できない場合、指定廃棄物の発生市町村ごとに設置する小型の仮設焼却炉、あるいは最終処分場に併設する仮設焼却炉で焼却するという処理の流れを示したところであります。ただ今回、最終処分場内に併設される仮設焼却炉を最大限活用するということで、県内にある8,000Bq/kg超えの農林業系副産物を全量焼却することを想定しております。 県内にある8,000Bq/kg超えの農林業系副産物計3,775 t。今後発生量が増加することが見込まれますが、県内に発生する可燃性廃棄物については最終処分場に併設する仮設焼却炉において全量を焼却する予定という事でございます。
Q5-2 (S市)	とういことは、発生市町ごとに焼却はしないで県内の可燃性廃棄物、指定廃棄 物は最終処分場の仮設焼却炉で焼却処理するということですね
A5-2(国)	はい。
Q5-3 (S市)	発生市町ごとに減容化を図るということは、現実的には考えていないというこ とでよろしいか。
A5-3 (国)	8,000Bq/kg以下の農林業系副産物というものも、それぞれの市町の中で多量にあるということですので、それについてはそれぞれの市町の中で焼却処理をお願いしていきたいということです。 首を傾げておられるようなので、繰り返しご説明申し上げますと、8,000Bq/kgを超える物は指定廃棄物あるいは指定廃棄物等の物でありますが、これはここで一括して燃やすと提案させていただいてるところです。ただ、もう一つ説明させていただいたのは、8,000Bq/kg以下の物につきましては、恐縮ですが、個別に焼却をしていただきたいと思います。ただ、その際に、8,000Bq/kgを超える物という形で出てくる物については、私どものが今ご提案させていただいている考え方の最終処分場でお引き受けするというという考え方に立っているということでございます。
Q5-4 (S市)	8,000Bq/kg以下の廃棄物については、発生市町ごとに減容化を図って、その主灰、飛灰については最終処分場へ埋め立て処分をするということでよろしいのか。

灰については、8,000Bg/kg以上であればお引き受しますということでございま す。それで、先ほど資料で説明させていただいてますけども最終処分場の容量を A5-4 (国) 計算するにあたりまして、46,000tくらいの農林業系廃棄物がございますが、そ れが一応、主灰、飛灰ともに8,000Bg/kg以上になるという前提で容量は計算させ ていただいております 活断層について質問します。我々の調査では、選定地のすぐ東側数百メートル に、栃木県を代表する「関谷断層」が存在していると思われます。この関谷断層 は、学説だと活動度はA級の活断層で東西の地殻がぶつかり合って、東側の地殻 が西側の地殻に深く潜り込んでいくといわれています。万一、関谷断層の断層面 が滑ることで地震が発生いたしますと、当該最終処分場候補地は西側になります Q6 ので、西側部分は跳ね上がるような感じでかなり大きな地震・被害が生じると最 (S市) 近報道された。8月20日の産経新聞です。この選定にあたり、この活断層の存在 を国の方はどう評価したのか。また、もう一つ、半減期が30年といってもかなり 長期に管理を要する指定廃棄物最終処分場は、活断層の近くに作ってはならない 建造物と我々は考えてますが、国はどのように考えていますか。 先ほど、資料の説明をしたときに活断層についてどのように考えたかというこ とも説明させていただいたつもりですが、おそらく関心が高いところなので、少 し詳しめにご説明させていただきたいと思います。まず、関谷断層については先 程後ご説明したように、ここについては関谷断層が指摘されているという認識の もとで、実際に文献調査や現地踏査を含めてやってございます。その結果につい てご説明しますが、文献といたしましては、候補地に隣接する関谷断層は30km から40kmくらいと言われておりますが、南端方向について近接している可能性 があるといことでございます。そこについて3つの文献をベースにして考えてご ざいます。1つは、活断層詳細デジタルマップで、資料の中で赤い線が引いて あって説明した部分です。その文献により、例えば「地形的な特徴により活断層 の存在が推定されるが、現時点では明確に特定ができない」という形になってお ります。従いまして、推定活断層ではないかということで、先ほど申し上げた資 料では青線になっている情報でございます。 第2点では、日本の活断層分布図資料という資料がございます。これについて は「当該断層を南東方に活断層があると推定されるもの」これは、推定活断層と いうことになると思いますが、推定活断層という見方をされています。もう-つ、地震調査研究推進本部(注 文部科学省)が2005年にやったデータでは、関 谷断層の評価を活断層であるという見方をしております。この3つの文献の中で Α6 (国) も、評価が異なる訳であります。評価が異なった段階で、それじゃ一体どうなの ということで、ダムの堤体を造る時にどのような形で調査をするか、評価をする のかという考え方に立っています。ダムの堤体調査のときの考え方に沿って現地 を見たり、見た結果を先ほど資料で丁寧に説明させていただいたつもりです。こ の調査では、まず、航空写真を見て地形の判読調査をやる。何をやるかというと 候補地から5kmくらいの中で異なる地形の境界みたいなものが見えるか見ま す。航空写真で見たところが、いわゆる関谷断層だと言われているものが確かに ありました。じゃこれはどういったものなのか、明確なものなのか、あるいはど こまで繋がっているのかを見ていくものであります。その結果として、線状模様 はあるんだけど、明瞭度が乏しいとかあるいは今回の候補地として私どもがお示 ししている所についてはどうなのか、あるいは、実際、そこの線状模様の所を歩 いてみたらどうなのか、現地踏査により露頭を確認して、その結果、先ほど南の 方の線状模様がありましたと言ったところの線状模様は活断層であるという可能 性は低かったということです。それともう一つ、評価のところで大きな線状模様 が繋がっていなくて、途中に大きな単体の模様が出ているとか、あるいは露出し ているところを見ると線状模様と同じような平行した形で断層は見られなかった かとか、節理の状況を見て確認したところであります。その結果、ここについて

次に、なぜそんな所の近くに作るのかということですが、例えばダムの指針の考え方をいいますと、詳細調査はやりますが、要は活断層の真上にダム堤体が無ければ建設は可能であるという考え方であります。ですから私どもとしては、今

は活断層ではないと判断したところです。

A6 (国)	回いろいろ絞るにあたって、まず、活断層と思われる所から 3 kmは出来ないということではないのですが、調査の対象から除外しました。これは安全・安心という観点から、ご指摘の事について本当に大丈夫なのかといろいろ調べて、結果として、こういう判断しました。実際に施設を造らさせていただくときには更に、必要な調査をやるということは当然のことだと思ってます。でも今の段階では、そこまでの調査をして活断層ではない、推定活断層だとし、なおかつ800mから900m離れているということを評価している訳です。
Q6-2 (S市)	我々の見解とあまりにも違うので反論させていただきます。今の説明だと、ダムの設計基準を採用して真上でなければ建造可能とおっしゃいました。これでよろしいですか。
A6-2 (国)	ダムでは、そういう考え方をしていると申し上げただけです。要は活断層というところから3kmは除外しているといいました。これは明らかにダムの発想と違います。繰り返しますけど、ダムは真上でなければ出来るという訳なんですが、そこまでギシギシということでなく、まず、活断層から3km地区は除外しましょうということです。
Q6-3 (S市)	はい。分かりました。それでは3kmなんですが、阪神淡路大・震災のときは活 断層が動いてかなりの被害がありました。その活断層から幅何kmが甚大な被害が あったかご存じですか。
A6-3(国)	教えていただければありがいたいです。
Q6-4 (S市)	幅4km、5kmという範回が甚大な被害を被っています。ということはこの場合、西側の方が跳ね上がって被害が大きいという報道がありました。今後数百年残るようなものを1km以内に建造するのはいかがなものか。また、現地に行って調査をしたということですが、線状模様を確認したが候補地には延伸しない。線状模様は活断層ではないと判断した訳です。節理が発達したものだと結論付けていますが、活断層は繰り返し活動した結果であって、地表にも大きなズレを生じることは一般的にも知られていますが、先ほどおっしたように、13断と思いますが、今回は航空写真の判断だけではなくて実地踏査を実施したので精度は同学でより若干向上していると思いますが、やはり、我々とすると不十分と言わば、地形の実施調査では確認できないと我々は懸念しています。ですから、やはり重要な施設ですから、物理探査やボーリング調査によって活断層の有無を確実に調べて、候補地を選定すべきと我々は思ってます。これに対する回答はいりません。
Q7 (S市)	続きまして、栃木県内で発生した指定廃棄物の処分は、栃木県内で実施する方針と聞いたが、県内の最終処分量はどのくらいと推計されるのか。全数は資料で分かるが、各発生市町ごとの指定廃棄物の数量を具体的に、市町にお配りいただきたい。
A7 (国)	ここで回答しますと、8月3日時点では那須塩原市1,225 t 、高根沢町67 t 、大田原市871 t 、日光市44 t 、宇都宮市184 t 、上三川町852 t 、那須町952 t 、矢板市250 t 、合計4,445 t となります。現在県内にある8,000Bq/kg超えの数量については、再度整理をして後ほど、各市町に送付いたします。
Q8 (S市)	ぜひそのようにお願いします。現地踏査の結果において、「地下水位は深いと推察され、施設の地下水侵入に対する長期的な安全性で有利」としていますが、実際に、地下水位のボーリング調査を実施した上で選定したのかの有無をお伺いしたい。
A8 (国)	地下水位の調査は実施していません。ただし、地形調査等の判断により地下水位は地下10mより深い深度にあると我々は推定しています。最終処分場の埋立地につきましては、コンクリートの躯体からなり、地下10mほど見込んで使用します。施設については遮断型構造ということでコンクリート容器の中に埋め立てる

A8 (国)	ということ、また、目土などについては直接浸透しないという構造、また外周部については、点検廊として二重構造にします。外部に浸透水が漏れ出すことはありません。施設は地下に埋設する遮断型ですし、水を通しにくいベントナイトで覆い水を遮断しています。これらに加え、コンクリートの品質管理や定期的な検査を継続的に行うことで周辺地下水への透水を防ぐようしてまいりたいと考えております。また、地下水の浸透防止のため、できるだけ地下水の低いところに造るのが望ましいと考えております。
Q9 (S市)	最終処分場の建設にあたりまして、同所は国有地であるため、地元の同意は法的には不要と一部報道ではあります。本当に、地元の同意は建設着手の条件になるのかお聞きします。
A9 (国)	法的に言えば、おっしゃる通りに地元の同意は必要ないという整理であります。ただ、私どもとしては出来る限り地元のご理解・ご協力を得た上で設置をしたいと考えております。ですから、県、地元、地元の市、近隣市町を含めて、できるだけ丁寧に設置の必要性とか、あるいは我々の考え方、選定の結果、あるいは施設の安全性などについてを説明させていただいて、ご理解をいただけるように努めていきたいと考えています。
Q9-2 (S市)	相当な時間、労力を理解するのにかかると思いますが、それでも理解するとは 不明だと思いますが、理解が得られるまで建設に着手しないという見解でよろし いですか。
A9-2 (国)	私どもの判断はどこの段階でどうするかというのは、今回の説明会も説明しているというのでなくて、「我々はこういう事をやりたいと思っているんですが、考え方を聞いてください。」というつもりであります。どこかの段階で判断をしなければならないという事が出てくると思いますけども、我々としては、できる限りご説明を繰り返し繰り返し丁寧にご理解を得ていきたいと考えています。
Q10 (S市)	矢板市に大変失礼な質問だと思いますがあえて質問させていただきます。万一、最終処分揚がどこかの市町に建設が決まったとします。その場合、当該市町には、原子力発電所設置の際に交付される特別交付金のような資金が、国から交付されるのか。
A10 (国)	国の責任で処理するということではございますけども、県内に指定廃棄物が有って、実は今も確実に増えているという指定廃棄物を迅速に処理したいという観点で施設を作らせていただきたいと思っているわけでございます。そういうことでございますので、どういった単語を使うのが適切なのかわかりませんが、振興策みたいなものについては考えているということではございません。ただ、実際お願いをしていく中でいろんなご意見が地元から出てくると思います。それについては真摯に聞いていくのは当然のことだと思います。
Q11 (S市)	どうしても関谷断層の事が我々としては気になる。国のスクリーニングでは、 資料に10ページでは活断層が赤で表示があります。たぶん矢板の兵庫畑辺りまで あります。以南は青ですから推定活断層ですね。ということで、いろんな文献を 見ても関谷断層の南端は塩谷町喜佐見なんです。我々としてはどうしても納得が いかないです。どうしても候補地の東側に活断層があると認識していますから、 やはり、スクリーニングで除外する地域に該当すると我々は思うんですが、もう 一度、関谷断層に関してご見解をお願いします。
A11 (国)	先ほど説明をさせていただいたつもりなんですけども、要は断層はある。なし。その断層というものはどういう性格のものか、ある一定の議論が必要で、S市さんはこういう風に思われるよ。我々は、我々のデータでこういう形でやってますという事なんです。それは、どっちがどれだけどういう事なんですかという議論をすればいいんだと思います。先ほどのご意見でもっと調査しろとおっしやられました。どの段階で調べるかという問題もあるんですが、例えば、実際建築する段階になれば、更に詳細設計をやりますので、その段階で必要な調査はもち

A11 (国)	ろんやります。今の段階でどこまで必要か、どういう議論が必要かということだと思いますので、それはぜひ議論をして、説明をさせていただければと思います。
Q11-2 (S市)	現地踏査だけで決めたというのは不満です。「選定」というのはかなり重いものだと思います。今の段階でこの調査では拙速だと言われても、非難されてもしかたないのかなと思います。説明を聞くと選定した理由は、場所的なスペースとか地形的な面だけで、最終処分場を建設するにあたり、より安全な処分場を建設できると主張するならば、確実に現場をあらゆる手を尽くして調査を行なって本当に近くに活断層が無い、近接していないという安全な適地を選定すべきと思います。
A11-2 (国)	私の説明が上手くないのでご理解いただけていないところもあると思うのですが、要は判断をするときには、いろんな段階での調査のレベルというものがあると思います。私どもとしては、候補地の選定にあたっては、必要な調査はやっているというつもりです。そして更に先に、その段階で地質調査だけじゃなくて、詳細設計の際にはいろんな調査をやっていかなければならないと思います。環境影響評価もその一つであると思います。そういう中で、また説明をさせていただければと思っております。それと、選定をするというのは、私どもの作業の中で、ここが適地でなかろうかと選定させていただき、それで今説明をさせていただいている段階です。要は、私どもの考えを説明させていただいた初めての段階だと思っております。ですから、先ほどの話しの中で、いろいろ言われましたけども、まずは私どもの話しを聞いていただきたい。そこが納得出来ないよきまいただきましたなら、そこをまた説明させていただきたいと思います。そういうことだと思います。
Q11-3 (S市)	ちょっと話しがずれているので、関谷断層の話しに戻ります。指定廃棄物の中には10万Bq/kg超の高濃度に汚染された物も想定しているとの説明でした。文部科学省の地震調査研究推進本部では、関谷断層は栃木県北部から沿って伸びて、全国の110ある活断層の一つと公表しています。長さは約38km、断層の西側が東側に対して相対的に隆起しているということも分かっています。常識的に考えると、活断層の性質として、長い断層ほど大きな地震が起こす。これは専門家なら分かる事だと思います。そういう原則からすると地震の被害の危険性は、今回の候補地は大きいのかなと思います。関谷断層は矢板市の寺山まで伸びていて、その以南には存在しないと環境省はしていますが、逆に言えば、寺山の宮川には確実に露頭が確認されています。候補地までの距離は2.3kmです。3km以内なので当然、第1次スクリーニングで除外すべきものではないかと思われます。この点はいかがお考えか
A11-3 (国)	まず第1点の先ほど言われた文献については我々が申し上げた3つの文献のうちの3つ目でございます。ですから、我々もそれを見て、その結果として先ほど申し上げたような調査をしたと申し上げます。もう1点のお話しについては、存じ上げないので、教えてください。教えていただいて正確にお答えする方がいいと思います。
Q11-4 (S市)	原子力保安院の指示で東海第1原子力発電所を建造する際に日本原子力発電株式会社が現地調査をした結果、寺山付近には明確な露頭があるとした資料です。 環境省のホームページにも公表されていると認識しています
A11-4 (国)	教えていただきましたが、繰り返し、誤解が無いように言いますと、私どもも確かに、全ての資料を全部当たったかというと、そんなことはできません。誰がやってもそうだと思います。出来る範囲でやってます。それはご理解ください。出来る範囲で、我々は3つの文献と言いました。そのうちのデジタルマップというものを使ってスクリーニングをしたと言いました。3kmでスクリーニングしたと言いました。それはじゃ、他のでも3kmだという時に自動的に外されるべきだという事を言っている訳ではないんです。そこも理解いただきたい。つまり、繰り返しますが、3kmの所については作らないと申し上げた訳ではなく、今回のス

A11-4(国)	クリーニングでは外して作業をしたということです。
Q11-5 (S市)	それじゃ、全然評価が違うじゃないですか。最初から3km以内にあるとか無いとかは、重要な問題ですよ。これは、全部確認することは無理だということは、重要な施設を造るのに、やはりこれも拙速に言わざるおえないですね。あらゆる文献、あらゆる資料に目を通して確実にそこに活断層が無いといったうえで。
A11-5 (国)	あの、すみません。我々は、我々として広く文献を調査したつもりでございます。私が知らない知見については、教えていただいたんで、勉強させていただければと申し上げています。ただ、我々のやった事はそういう事です。3kmであるということでなくて、3kmであるという事から先に進んで、いろいろ調べさせていただいたということでございます。
Q12 (M町)	M町長でございます。今日は担当者会議という事なんですが出席させていただきました。私の他に何人かの首長さん、町長さんも出席していただいます。というのは、当事者の矢板市さんや、さくら市さん、塩谷町さいるがの問題ではなくて、やはり全県的な問題として非常に重要な問題と考えているからです。そういう中にあって一つ、どうしても首長として腑に落ちない点がります。というのは、7月19日の件についても「担当者会議」でした。そりですよったりではないか。我々首長は、住民の最前線に立って、するできだったのではないか。我々首長は、住民の最前線に立って、最終なこうた場所にお声がかからないというのは私はいかがなものかと思います。実は今日、この担当者会議があるということで、多くの首長さんから「やはり出てきずいます。大きではないか」という声が上がっています。その首長さんがいらっしたは、副権に議会の合間を縫って日程を調整して出てきています。また、M町では、副権とさんもお越しになっています。今後もこうした担当者会議をもって会議の開催としていくのかお聞きします。
A12 (国)	大変ありがとうございます。極めてお忙しいなかご出席いただき賜りまして、本当にありがたいと思っております。我々としまですね、ぜひ、そういの機会を与えていただければ、ぜひ私どもが説明をさせていただきたく実は相談しては、いろんな判断があろうかと思います。それでですね、ぜひ、実は思いると思います。今回お叱りを賜った訳ですけども、いったではいうことを問じたいと思いますが、担当者の方々に直接お聞きいただけ、るという話しでおりますけども、いったでお願いしたにも聞いていただけ、もしたがよりますから、その点にご説明をすっておりといて、はいるには、はいていかなければいけないのかまずは考えていかなければいけないのかまずは考えていただいした。まが、の点にしまが矢板市長さんの方々には、まして、私ども明にしたがありまして、は、10日に聞こういては、またで、大訳のともありましたのは、まだその時期では、またで、大訳の候補地といったとものりましたのは、まだての内説のは、またで、地元にも聞いていただいりといて、まして、地元にもありましたがありましたがありました。ことを実したの内説明をした。というととなが、からになったものはは、まででででででででいましたの内には、大っととは、カーととは、カーととは、カーととは、カーととは、カーととは、カーととは、カーとに、大いの問題には、大っとは、カーとに、大いの問題には、大っといりとないの問題には、大っといりとないのででは全くならんな視点から疑問に、大っと、い、成果が高いたと、というととも、カーとに、大っと、には、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、いいのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのは、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、大いのには、いいのには、いいのには、大いのには、いいのには、大いのには、大いのには、いいのは、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいいのには、いいのには、いいのには、いいのには、いいいいいいいいいい
Q12-2 (M町)	説明がございましたが、残念ながら今回については、手順が若干違うのではないかという気持ちを拭いきれないということです。それだけ申し上げておきます。回答は結構です。

Q13 (N町)	N町長でございます。何点か質問していきたいと思っております。今回の最終処分場、全国に先駆けて栃木県に決定したということですが、なぜ栃木県に一番なのかをお聞きしたい。
A13 (国)	こういう言い方をすると答えになっていないかもしれませんが、経緯を申しますと、今年の4月から5月にかけて、副大臣が指定廃棄物がいっぱいある自治体のところを回らせていただいて、国として場所を選びたいんでご協力してくださいと回ったのが5県でございます。その5県のうち、自分たちで探してみるからと言った知事さんもいて、その結果4つの県で自治体のデータをいただきながら私どもが作業をしてきたという訳です。その作業の進捗が当県が一番早かったということでございます
Q13-2 (N町)	これまでも国の対応を見ておりますと、栃木県というのは放射能対策に対しては取り残されたといいますか、栃木県に対する対応が福島県とはかなり差があるという風にしか思えない。そのなかで、最終処分場であるとかそういったものは、やはり先駆けてやるのはどんな困難があっても福島県を優先すべきだと思っています。いくら指定廃棄物が福島県に次いで2番目に多いといってもですね、この栃木県を福島県に先駆けてやるということは、またしてもモデルを作るための試験みたいなことを栃木県でやろうとしているのではないかというようなことを感じてならないものですから、その点はどうでしょう。
A13-2 (国)	そのようなことは一切考えてございません。福島県におきましても放射能諸対策を含めて、今大きな処分場を1つ造らせてくれと地元に提案させていただいてます。福島を置いといて栃木で処分場を造るのではなく、福島でも努力しておりますし、実際に指定廃棄物が出ているところには出来るだけ早くそれもやりたいということです。できるところは全部やっていきたいというのが我々の思いです。
Q14 (N町)	先ほど、S市の担当の方からいろいろと質問が出たんですけども、あの質問は、栃木県県民の純粋な不安を総合していると思うんですね、そのなかで栃木県は特措法の中で汚染状況重点調査地域というのが8市町です。ところが、S市さんは8市町に入っていないのに、それでもあれだけ不安を抱えているということで、住民はとても不安に感じていることを環境省はどのようにお考えでしょうか。
A14 (国)	施設を造らせていただくことに関して、不安だけじゃなくてご不満も含めて、 あるいはご理解も含めていろんな気持ちを持っておられると思います。そういう ものを充分意識して、丁寧にご説明をしなければいけないと思っております。
Q14-2 (N町)	私は県北におきまして、焼却灰、特に飛灰ですけれども、これまで処理について大変苦労しました。8,000Bq/kg以上の飛灰もありますが、8,000Bq/kg以下でもですね、住民の反対というのでとんでもないほどこれまで経験しております。N町の場合、仮置き場を2か所設置することで住民と合意したんですけども、これにどれだけ労力を費やしたかということを考えますと、先ほどの部長の説明の姿勢がどうしても上から目線という形にしか取れないんですね。環境省は総力を挙げて調査したから、これで間違いではないんだというような形がどうも見え隠れしながら話しているように見えます。そのようなことを私たちの地元で話しをすれば、総スカンくって全く浸透しないということだと思うんで、もっと住民の側に立った、親身になった説明というものをしなければならないと思いますが、いかがでしょうか。
A14-2 (国)	ありがとうございます。上から目線というのは私の不徳のいたすところだと思います。そういったご指摘はありがたいご指摘だと思います。私どもも政務三役、大臣はじめ。とにかくまず聞いてもらうことから始まるんだということを理解しております。そういう意味で本日このような場を設けていただいたことは大変感謝しています。これを契機に更に機会を与えていただければ、その中でまた理解が深まっていくと思いますし、我々の理解も知らないこともある。それを謙虚に受け止めてるつもりですし、教えていただきながらやっていきたいと思っております。大変ありがとうございます。

最後ですが、県民も、最終処分場は設置しなければならない。除染が進まな い、放射能対策は進まないという総論は理解していると思うんです。最終的なと ころで様々な不安が払拭できないでいるといういろんな問題があります。一方 で、塩田地区の空間放射線量は平均で0.7μsv/hであります。これは、かなり私 Q15 は高いと思っておりまして、ここで認められる除染メニューは低線量メニューだ けなんですね。そういったところで低線量メニューは効果がないということで、 (N町) この前環境省にも行きましたが、このような不安が払拭されない状態で処分場を 受入れるという都合のいい話になっているので、地元の方々も理解ができないと いう風に思いますので。そのような不安を総合的に県民のそして住民の不安を払 拭できなかというような対応の仕方が必要かなと思います。 ご指摘ありがとうございます。 A15(国) 資料をいただきました「指定廃棄物の最終処分場の構造に関する考え方」6 ページお願いします。ここでは、仮設焼却炉の説明があります。環境の説明によ りますと10万Bq/kgを超の指定廃棄物も処分するとありました。10万Bq/kgを超 すと高濃度に汚染されたものとして厳重に管理しなければいけないと思います。 これまでの説明ですと、我々は原発のゴミとすると指定廃棄物は低レベルである から、ここでいう濾過式集塵機、バグフィルターで集塵して管理目標を達成でき ると説明されました。でも、100%ではなく99%でした。それでは付近住民が納 Q16 得しないです。現在、原発の施設内には、原発ゴミを焼却する施設が現にござい (S市) ます。そこではバグフィルターではなくて、よりきめの細かいヘパフィルターが 使用していると専門家は指摘しています。つまり、言いたいことは、仮設焼却炉 における環境保全の最大のターゲットは、ダイオキシンも含めてですが放射性物 質だと思います。だから、「バグフィルターで99%以上除去できるから安心だ」 ではなく、より安全なヘパフィルターを導入した施設を作らなければ、県民のご 理解は得られないと思うのですがどうですか。 今の議論ですが、我々の考えている施設では、バグフィルターを使うというこ とになっていますが「より良いものがあるなら良い物を使え」というご指摘があ A16 れば使うようになると思いますが、今のところは、バグフィルターというものだ (国) けを考えているといことでございます。専門家の意見も聞きながら考えていきた いと思います。 遅くまで大変すいません。それでは最後にします。やはり、我々最終的には活 断層に関心がいくんですけども、最新のですね、関谷断層に起因する今後の地震 発生の危険について、本年に入って2回報道されている。一つはですね、本年4 月17日読売新聞で、内容は「政府の地震調査研究推進本部、これは文科省です ね、は関谷断層におけるマグニチュード7級以上の地震の危険性を指摘する。同 本部は2004年に100年以内の地震発生はほぼ0と長期評価をしているが、ほぼ 100%とは、あくまで38kmある活断層全部が動くまれなケースであり、断層が-部が動くマグニチュード5から6級の地震はもっと高い確率で起こりうると説明す る。」ということがありました。 また、もう一つですね、本年8月20付産経新聞です。これは、江戸時代初期か ら現在までの約400年間で、関谷断層を震源とする地震は2度記録されている。こ Q17 のうち、1659年2月30日の会津下野地震では、断層西側の震度が6強に達した。断 (S市) 層に近い塩原温泉はほぼ壊滅」との記事が掲載され、東日本大震災の東北地方太 平洋沖地震ではマグニチュード9.0であり、日本列島の地殻が受けた影響も非常 に大きいということで、大震災後はすべて変わってしまった、ということを言っ てます。で、政府の地震調査委員会は平成16年、関谷断層の向こう30年の地震発 生率をほぼ0%とする長期評価を公表したが状況は変わった、と言っています。 東日本大震災以降、関谷断層による地震の発生をほぼ0%とする長期評価に大き な疑問符がついた状況にあります。というようにですね、わたくしどもが何回も 言っているようにですね、関谷断層に近接する候補地を選定するにあたっては、 このような報道を国が知っていて評価したと思います。把握しているのであれ ば、これをどのように検証してこの候補地選定に反映させたのか、そこが知りた

いところであります。

A17 (国)	そのようなですね、繰り返し申し上げますけども、過去の文献でありますとか、過去の知見を踏まえて、それで現在どう評価してくか、現地の確認を踏まえて、どのように評価するかを今やらせていただいている、その結果を踏まえて今回、わたくしどもの提案を出させていただいてるわけでございます。そういう意味ではですね、どのように考えたか、とのご質問だったんですが、そのように考えた結論が今の提案でありまして、それについて我々が持っている知見を繰り返しと言いますか、丁寧にご説明させていただくことで、ご理解をいただけるものならば、ご理解をしていただきたいということです。
Q17-2 (S市)	回答になっていないです。こういった報道を知り得ていますか、ということで す。
A17-2(国)	知っています。もちろん知っています。
Q17-2 (S市)	知っているということは反映させたんですね。知り得たことを反映してこの評 価なんですね。選定結果なんですね。はい、以上です。
(県)	他に質問はございませんか。 質問がございませんようですので、以上を持ちまして「指定廃棄物最終処分場の 選定等に係る市町説明会」を閉会いたします